

「専利法実施細則」改正内容速報

康信国際特許事務所

2023年12月21日、改正専利法実施細則が公表され、2024年1月20日から施行されることになりましたので、速報として改正内容の抜粋をまとめました。

要約	改正後の条項番号	現行規定	改正後の「専利法実施細則」	コメント/説明
1) 権利救済(援導入、優先権回復など)	第33条第2項	専利法第24条第2項に規定の学術会議または技術会議とは、国務院の関連主管部門または全国学術団体が主催する学術会議または技術会議を指す。	専利法第24条第2.3項に規定の学術会議または技術会議とは、国務院の関連主管部門または全国学術団体が主催する学術会議または技術会議、 <u>及び国務院の関連主管部門が承認した国際機関が開催する学術会議または技術会議</u> を指す。	新規性の失わない例外に関わる規定を補足する
	第6条第2項	関連規定なし	<u>復審請求期限満了日から2ヶ月以内に、復審請求権の回復を請求することができる。</u>	期限満了日から2カ月以内、復審請求権回復の請求、並びに復審請求が可能。
	第36条、第128条	関連規定なし	<u>特許又は実用新案：優先権期限満了日から2ヶ月以内に優先権の回復を請求することができる。</u> <u>PCT出願の国際出願日が優先権期限満了日から2ヶ月以内である場合、中国へ移行した日から2ヶ月以内に優先権の回復を請求することができる。</u>	意匠については優先権期限満了後、優先権の回復ができない。
	第37条	関連規定なし	<u>特許又は実用新案：優先権日から16ヶ月以内、又は出願日から4ヶ月以内に、優先権の追加又は修正を請求することができる。</u>	意匠については優先権の追加ができない。
	第45条	関連規定なし	<u>出願を提出してから2ヶ月以内、又はCNIPAが指定した期間内に、優先権書類を援引することにより特許又は実用新案出願の特許請求の範囲、明細書の一部を補足で提出することができ、元の出願日を保留することができる。</u>	書類の脱落がある場合の救済措置 分割出願は本規定に適用しない。
2) 審査(審査手続きの最適化、品質・効率向上など)	第4条第7項	CNIPAが発行される各種の書類について、15日後の受領推定がある。	CNIPAが郵送される書類は、依然として15日後の受領推定があり、 <u>電子形式で発行される書類は、15日後の受領推定が廃止される。</u>	OA対応に要注意
	第18条	関連規定なし	<u>外国出願人は、次の手続きを自らで行うことができる。1) 優先権書類謄本の提出2) 費用納付3) CNIPAが規定したその他の手続き</u>	
	第49条第3項	分割出願を提出する際に、元の出願書類の謄本及び優先権書類の謄本を提出しなければなら	削除	分割出願手続きの簡素化。

		ない。		
	第 56 条第 2 項	関連規定なし	<u>出願人が、出願に対して延期審査請求を提出することができる。</u>	草案には、「特許又は意匠出願について延期審査請求を提出することができる。」と規定されたが、最終版には、「出願」に変更された。
	第 67 条第 1 項	復審委員会は、復審において拒絶査定が正しいか否かのみを審査する。	復審委員会は、 <u>復審において拒絶査定で指摘されていない明らかな欠陥を審査することができる。</u>	復審委員会の職権による審査範囲を拡大。 草案には、無効審判についての類似規定があるが、最終版にはそれが削除された。
	第 50 条第 1 項	関連規定なし	<u>(方式審査中) 実用新案出願が進歩性に明らかに適合していないかどうかを審査する。</u> <u>(方式審査中) 意匠出願が先行設計に比べて明らかな区別があるかどうかを審査する。</u>	明らかな新規性だけでなく、明らかな進歩性の審査も行うようになった
	第 30 条、第 31 条	関連規定なし	<u>部分意匠出願は、全体製品の図面を提出しなければならない。また破線と実線の組み合わせ、またはその他の手段で、保護を求める内容を示さなければならない。</u> <u>部分意匠を出願する場合、保護を求める部分を概要説明に記載しなければならないが、既に製品全体の図面で破線と実線の組み合わせにより明記されている場合は除く。</u>	部分意匠の関連規定
	第 35 条	関連規定なし	<u>特許又は実用新案出願を国内優先権の基礎として、意匠出願で提出することができる。</u>	
3) オープンライセンス	第85～88条	関連規定なし	<u>第85条: オープンライセンス声明請求手続きと内容に対する規定</u> <u>第86条: オープンライセンスの禁止: 独占又は排他ライセンス中、中止中など</u> <u>第87条: オープンライセンスの登録が必要</u> <u>第87条: オープンライセンスが信義誠実の原則に遵守</u>	
4) 行政による保護の強化	第96条	関連規定なし	<u>専利法第70条に記載の重大な影響がある特許権侵害紛争に該当する状況を明確にした。</u>	
5) 専利権保護期間の補償	第5章(第77～84条)	関連規定なし	<u>1) 審査遅延による保護期間補償(第77～84条):</u> <u>第77条: 公告日から3ヶ月以内に提出すべき</u> <u>第78条: 補償期間の計算、審査合理遅延の状況、</u>	

			<p><u>同日特実が不適用</u></p> <p><u>第79条:出願人による不合理遅延の状況:指定期間内に専利局の通知に回答せず、遅延審査の申請、援引追加、その他</u></p> <p><u>2)医薬品特許保護期間の補償:</u></p> <p><u>第80条:新薬に係る発明とは、新薬製品特許、調製方法特許、または医療用途関連特許を指す。</u></p> <p><u>第81条:補償条件</u></p> <p><u>第82条:補償期間の計算:登録を申請する新薬が中国で販売許可を取得した日から特許出願日を減算した後、更に5年を減算する。</u></p> <p><u>第83条:補償期間中の当該専利の保護範囲</u></p> <p><u>3)第84条:保護期間の補償請求に対する審査、公告</u></p>	
6) 特許権評価報告書	第 62 条第 1 項	専利権者と利害関係者のみが CNIPA に実用新案又は意匠権評価報告書の発行を請求することができる。	<p>専利権者、利害関係者、<u>及び侵害と訴えられた者</u>はCNIPAに実用新案又は意匠権評価報告書の発行を請求することができる。</p> <p><u>出願人は専利権登録手続きを行う際、国務院専利行政部門に専利権評価報告書の発行を請求することができる。</u></p>	2020年11月に公表された改訂草案には誰でも請求できると記載されたが、今回公表された最終版には専利権、利害関係者、侵害と訴えられた者に限定された。
	第 63 条第 1 項	関連規定なし	<p><u>出願人が専利権登録手続きを行う際に専利権評価報告書の発行を請求した場合、国務院専利行政部門は専利権付与の公告日から 2 ヶ月以内に専利権評価報告書を作成しなければならない。</u></p>	
7) 国際意匠出願に関する規定	第 12 章(第 136~144 条)	関連規定なし	<p><u>国際意匠出願に係わる特別規定:導入予定のハーグ協定関連の国際意匠出願の定義、出願日及び発効日の確定など。</u></p>	